

別紙2

保守点検業務標準仕様書

保守点検業務一覧

	施設名		業 務 内 容
1	4 館共通		浴槽濾過循環配管薬品洗浄業務
2	5 館共通		ヘルストロン保守点検業務
3	ことぶき会館	I	空調設備・ボイラー設備・給排水設備等保守点検業務
		II	自動ドア保守点検業務
		III	昇降機保守点検業務
		IV	自動給茶器保守点検業務
		V	非常用発電設備保守点検業務
4	ふれあい荘	I	空調設備・ボイラー設備・給排水設備等保守点検業務
		II	自動ドア保守点検業務
		III	自動給茶器保守点検業務
5	やすらぎ荘	I	空調設備・ボイラー設備・給排水設備等保守点検業務
		II	浄化槽清掃業務
		III	自動ドア保守点検業務
		IV	自動給茶器保守点検業務
6	すこやか荘	I	空調設備・ボイラー設備・給排水設備等保守点検業務
		II	自動ドア保守点検業務
		III	自動給茶器保守点検業務
		IV	トレーニングマシン保守点検業務
7	上河内老人福祉センター	I	空調設備保守点検業務
		II	自動ドア保守点検業務

◆ 4館共通

I 浴槽濾過循環配管薬品洗浄業務

1 対象

老人福祉センター4館の浴槽及び濾過循環配管

2 洗浄回数

1年度につき1回

3 業務内容

浴槽より濾過循環配管内部及び圧注装置の配管系統の洗浄，洗浄後のレジオネラ属菌の検査を行う。

◆ 5館共通

I ヘルストロン保守点検業務

1 対象機器

老人福祉センター5館にある健康医療機器ヘルストロン

2 点検回数

1年度につき1回

3 点検項目

別表, 「ヘルストロン点検表」のとおり。

「ヘルストロン点検表」に明示されていない業務については, 協議のうえ, 決定する。

別表

ヘルストロン点検表

項 目		内 容
本 体 外 部 点 検	全 面 パ ネ ル	電源スイッチ作動確認
		出力電圧調整ツマミ作動確認
		出力容量計の作動確認
		出力電圧切替スイッチの作動確認
		タイマーのツマミの作動確認
		パイロットランプの点灯確認
	外 周 り	高圧出力端子（差込口部）の点検
		ヒューズの点検
		AC コード断線有無の点検
		ケース本体の点検（装置カバー含む）
		接続端子（オス・メス）の点検
付 属 設 備 点 検	付 属 部 品	電源コード2P コネクター部の緩み・半田状態
		リモートコード3P コネクター部の緩み・半田状態
		高圧コード劣化・放電点検
		リモートスイッチコード劣化点検
		業務用ヘルストロンラック締付の確認
		椅子カバーの破損の有無
	通 電 設 備	高圧コードと通電台との接続部分の点検
		通電台，絶縁台部分締付の点検
		通電台，絶縁台絶縁碍子部分の点検
		通電用椅子，締付等の点検
		対電極アース締付及び接続部の点検
検 事後 点	通電状態点検	
	出力測定値	
	絶縁状態点検	

◆ ことぶき会館

I 空調設備・ボイラー設備・給排水設備等保守点検業務

1 対象機器

ことぶき会館 空調設備, ボイラー設備及び給排水設備

2 業務回数

別表「空調設備・ボイラー設備・給排水設備点検項目」による

3 業務内容

別表「空調設備・ボイラー設備・給排水設備点検項目」による

4 方 法

宇都宮市老人福祉センターの開館時間内に行うものとする。

ただし、老人福祉センターの業務に支障があると考えられるときは、老人福祉センターの開館時間外に行うものとする。

5 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく機器の点検

本点検にあたっては、圧縮機の定格出力7.5kw以上の冷蔵機器及び冷凍機器は1年に1回以上、圧縮機の定格出力7.5kw以上50kw未満のエアコンディショナーは3年に1回以上「特記仕様書」に基づき点検を行う。

特記仕様書

フロン排出抑制法に関する特記仕様書

1 定期点検

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の冷媒として使用されるフロン類の漏えいの早期発見のため、適切な機器の管理を行うことを目的とした点検整備を行うもので、業務内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 業務内容

ア 異常音の有無についての検査

イ 外観の損傷、摩耗、腐食及び錆びその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査

ウ 直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査を行うこと。

エ 一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会が策定している「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン」に準拠した適切な方法で実施すること。

2 提出書類

点検整備記録簿

3 その他

本点検の実施にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立会うこと。

4 特記事項

(1) 「点検整備記録簿」については、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会で発行している「漏えい点検整備記録簿」に基づき作成すること。

(2) 当該第一種特定製品について、委託者が所有する「点検整備記録簿」に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、点検に関する事項を記入すること。

別表

空調設備・ボイラー設備・給排水設備点検項目

1 空調設備

① 定期点検

作 業 項 目	台 数	点検回 数	備 考
空調用パッケージ型エアコン点検 室外機ユニット 室内機ユニット	6 系統 57 台	年 4 回	フィルター清掃 フロン定期点検
全熱交換形換気扇点検	30 台	年 2 回	フィルター清掃 絶縁測定 運転音確認
天井扇及び換気扇給排気口等清掃 換気扇給気口 換気扇排気口 天井換気扇	17 ヶ所 17 ヶ所 29 ヶ所	年 1 回	
給油設備清掃 地下オイルタンク	5 kℓ	年 1 回	
給油設備法定検査 地下オイルタンク オイルギアポンプ 送油管	5kℓ	年 1 回	

※上記機械以外で、保守点検機器に関連したについて異常があると認められた時は、委託者に報告するとともに、簡易な補修は受託者が行うものとする。

2 ボイラー設備・給排水設備

作 業 項 目	台 数	点検回数	備 考
水槽類清掃 受水槽 ※省略不可 10 項目含 高架水槽 消火水槽 貯湯タンク 給湯タンク 温泉タンク オーバーフロータンク	1 基 1 基 1 基 1 基 1 基 1 基 1 基	年 1 回	
ポンプ保守点検 温水ポンプ 福祉センター系統（昇温用） 温水ポンプ デイサービス系統（昇温用） 給湯循環ポンプ 福祉センター 1 次系統 給湯循環ポンプ 福祉センター 2 次系統 給湯循環ポンプ デイサービス系統 給湯ポンプ（給湯タンク用） 給湯ポンプ（温泉タンク用） 揚水ポンプ 湧水排水ポンプ	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 2 台 2 台 1 台 1 台	年 2 回	
給湯機保守点検等 福祉センター系統 デイサービス系統	1 台 1 台	年 3 回	煤洗工事 年 1 回含
浴槽濾過装置保守点検	6 基	年 3 回	
濾過装置用滅菌機保守点検	6 基	年 3 回	
濾過装置濾材交換	2 基	年 1 回	

◆ ことぶき会館

Ⅱ 自動ドア保守点検業務

1 対象機器

両引オートドア装置	光線スイッチ	4台
片引オートドア装置	PHPシステム	3台

2 業務回数

1年度につき3回

3 業務内容

下表「自動ドア保守点検項目」による

自動ドア保守点検項目

	対 象	項 目
1	駆動装置	モーターの回転具合、異音、取付状態、ベルトの張り及び摩耗の具合
2	扉懸架部	レール及び戸車の汚れ、異音、摩耗、扉脱線防止の取付状態
3	電 気	配線結線状態、各操作スイッチ機能及び取付状態、絶縁抵抗
4	検出装置	取付状態、検出範囲（幅、奥行方向の測定）、補助光電センサーの機能
5	制御装置	開閉速度の測定及び調整 開放タイマーの確認及び調整
6	建具部	扉の建付け、振れ止め材の取付状態、摩耗、鍵前のかかり具合
7	その他	開閉回数、総合動作、各ステッカー貼り付け状態

◆ ことぶき会館

Ⅲ 昇降機保守点検業務

1 対象機器

日本オーチス・エレベータ株式会社製

乗用昇降機 P-1150kg-45m/m

1基

2 業務回数

(1) 定期保守点検：1年度につき12回

(2) 定期点検：1年度につき1回

3 業務内容

(1) 定期保守点検

毎月定期的に技術員を派遣し、機械装置の点検、清掃、給油、調整等を行うものとする。

(2) 定期点検

建築基準法第12条に基づく定期検査の実施

(3) 緊急保守点検

障害発生連絡により、直ちに技術員を派遣し、修理等の処置を行うものとする。

◆ ことぶき会館

Ⅳ 自動給茶器保守点検業務

1 対象機器

機 種 : HPT-353NP 1台
PTE-250HWA1-BR 1台

2 業務回数

1年度につき2回

3 業務内容

(1) 定期保守点検

技術員を年2回派遣し、別表「自動給茶器保守点検項目」の点検を行うものとする。

(2) 緊急保守点検

障害発生連絡により、直ちに技術員を派遣し、修理を行うものとする。

別表

自動給茶器保守点検項目

	点検箇所	作業内容		点検箇所	作業内容
給水部側	給水電磁弁	動作確認 水漏れ点検	冷凍サイクル	凝縮器	清掃点検
	シスタンク	水洗清掃点検 消毒処理		圧縮器	絶縁抵抗測定 振動音
	冷水タンク	水洗清掃点検 消毒処理		冷却器	水洗清掃
	冷水接続タンク	水洗清掃点検		冷媒配管	ガスリーク点検
	冷水パイプ A 結合	水洗清掃点検	排水部	オーバーフローホース	水洗清掃点検
	冷水用電磁弁	動作確認 水漏れ点検		冷水排水ホース	水洗清掃点検
	冷水温度	4. 5℃		温水排水ホース	水洗清掃点検
出湯部分	接続ホース	水洗清掃点検		排水受け皿	水洗清掃点検
	T 字継手	水漏れ点検		排水溝	水洗清掃点検
	温水タンク	水洗清掃点検 消毒処理	電気部品	マイクロスイッチ	動作確認
	出湯蛇口	水洗清掃点検		冷水サーモ	動作確認
	給水用パイプ	水洗清掃点検		ヒーター	絶縁抵抗測定
	出湯用電磁弁	動作確認 水漏れ点検		漏電ブレーカー	動作確認
	給茶用蛇口	水洗清掃点検		コンデンサモーター	振動音 動作確認音
	茶こし器	水洗清掃点検		その他リミッター	動作確認 清掃点検
	給水温度	1 4℃	廻本り体	外装	周囲清掃点検
	出湯温度	8 1℃		内装	周囲清掃点検

◆ ことぶき会館

V 非常用自家発電設備保守点検業務

1 定期保守点検（6か月点検1回）

（1）外観点検

本体並びに付属機器の設置状況等の全般点検

燃料，冷却水，始動系統，排気管等の点検並びに換気装置及び照明の状況等の確認，耐震装置，防振装置，基礎ボルトが適正に維持されているかの確認

（2）作動点検

所定のタイムスケジュールで作動するかの確認

自動始動，自動停止，電圧確立及び負荷切替え時限の確認

試験始動か停電信号[27R]の短絡による始動並びに手動始動及び手動停止試験

（3）機能点検

ディーゼル機関を無負荷で5分以上運転し，水漏れ，漏油，異臭，異常音，振動及びラジエーター冷却ファン等に異常がないかの確認

始動用蓄電池設備及び始動空気だめの確認

（4）発電関係

スリップリング，カーボンブラッシ，ブラッシホルダの点検

ボルト，ナット類の緩み点検

（5）制御盤確認

配線，端子並びに電圧計，電流計，周波数計等の計器類の確認

保守装置のリレーの作動，警報及び表示ランプ等が正常に作動するかの確認

（6）動力関係

回転計，油圧計，油温計，及び水温計等計器類の確認

燃料系のドレン抜き，オイル適正・適量検査

排気筒，貫通部の確認及びボルト，ナット類の点検及び増締め

（7）その他正常な状態を維持するために必要な予防点検

2 総合点検（12か月点検1回）（定期点検に追加して行う点検）

（1）接地抵抗及び絶縁抵抗値の確認

（2）保安装置及び調速機の確認

（3）ヘッド動弁装置の確認（弁間隙測定及び開閉時期のチェック）

（4）負荷運転による正常か否かの確認

3 緊急保守点検

障害発生との連絡により，直ちに技術員を派遣し，修理を行う。

◆ ふれあい荘

I 空調設備・ボイラー設備・給排水設備等保守点検業務

1 対象機器

ふれあい荘 空調設備, ボイラー設備及び給排水設備

2 業務回数

下表「空調設備・ボイラー設備・給排水設備点検項目」による

3 業務内容

下表「空調設備・ボイラー設備・給排水設備点検項目」による

4 方 法

宇都宮市老人福祉センターの開館時間内に行うものとする。

ただし, 老人福祉センターの業務に支障があると考えられるときは, 老人福祉センターの開館時間外に行うものとする。

空調設備・ボイラー設備・給排水設備点検項目

作 業 項 目	台 数	点検回数	備 考
空冷ヒートポンプチラー点検・清掃 ※	1 台	年 2 回	冷暖房切替を含む
ファンコイルユニット点検・清掃	25 台	年 2 回	ファンコイルユニット点検 フィルター清掃 各配管エア抜き
給湯ボイラー点検整備 ボイラー 温水循環ポンプ	2 基 1 台	年 2 回	給湯ボイラー各種点検整備 補助追炊用ボイラー各所点検 整備 循環ポンプ点検
受水槽・高架水槽及び貯湯タンク清 掃 受水槽 ※省略不可 10 項目含 高置水槽 貯湯タンク	4 m ³ 1 m ³ 4 m ³	年 1 回	
浴場濾過装置点検及び濾材交換	1 基	年 2 回	濾過装置点検 滅菌機点検 濾材交換は年 1 回 滅菌剤納入含む（数量は 現地打合せによる）
給油設備点検 地上タンク サービスタンク オイルギアポンプ 送油管	8300	年 2 回	漏洩検査（タンク・配 管）、付帯機器等検査及 び機能テスト、報告書・記 録書作成

※上記機械以外で、保守点検機器に関連した（超音波バース装置及びポンプ等）について異常があると認められた時は、委託者に報告するとともに、簡易な補修は受託者が行うものとする。

※『フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律』の適用を受けるものは、当該法に基づく定期点検を実施すること。

特記仕様書

フロン排出抑制法に関する特記仕様書

1 定期点検

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の冷媒として使用されるフロン類の漏えいの早期発見のため、適切な機器の管理を行うことを目的とした点検整備を行うもので、業務内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 業務内容

ア 異常音の有無についての検査

イ 外観の損傷、摩耗、腐食及び錆びその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査

ウ 直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査を行うこと。

エ 一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会が策定している「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン」に準拠した適切な方法で実施すること。

2 提出書類

点検整備記録簿

3 その他

本点検の実施にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立会うこと。

4 特記事項

(1) 「点検整備記録簿」については、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会で発行している「漏えい点検整備記録簿」に基づき作成すること。

(2) 当該第一種特定製品について、委託者が所有する「点検整備記録簿」に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、点検に関する事項を記入すること。

◆ ふれあい荘

Ⅱ 自動ドア保守点検業務

- 1 対象機器
両引オートドア装置 2台
- 2 業務回数
1年度につき3回
- 3 業務内容
下表「自動ドア保守点検項目」による

自動ドア保守点検項目

	対 象	項 目
1	駆動装置	モーターの回転具合、異音、取付状態、ベルトの張り及び摩耗の具合
2	扉懸架部	レール及び戸車の汚れ、異音、摩耗、扉脱線防止の取付状態
3	電 気	配線結線状態、各操作スイッチ機能及び取付状態、絶縁抵抗
4	検出装置	取付状態、検出範囲（幅、奥行方向の測定）、補助光電センサーの機能
5	制御装置	開閉速度の測定及び調整 開放タイマーの確認及び調整
6	建具部	扉の建付け、振れ止め材の取付状態、摩耗、鍵前のかかり具合
7	その他	開閉回数、総合動作、各ステッカー貼り付け状態

◆ ふれあい荘

Ⅲ 自動給茶器保守点検業務

1 対象機器

機 種 : AT-250HWB 1台

2 業務回数

1年度につき2回

3 業務内容

(1) 定期保守点検

技術員を年2回派遣し、別表「自動給茶器保守点検項目」の点検を行うものとする。

(2) 緊急保守点検

障害発生連絡により、直ちに技術員を派遣し、修理を行うものとする。

◆ やすらぎ荘

I 空調設備・ボイラー設備・給排水設備等保守点検業務

1 対象機器

やすらぎ荘 空調設備, ボイラー設備及び給排水設備

2 業務回数

下表「空調設備・ボイラー設備・給排水設備点検項目」による

3 業務内容

下表「空調設備・ボイラー設備・給排水設備点検項目」による

4 方 法

宇都宮市老人福祉センターの開館時間内に行うものとする。

ただし, 老人福祉センターの業務に支障があると考えられるときは, 老人福祉センターの開館時間外に行うものとする。

空調設備・ボイラー設備・給排水設備点検項目

作 業 項 目	台 数	点検回数	備 考
空冷ヒートポンプチラー点検・清掃 ※	1 台	年 4 回	冷暖房切替を含む
リビングマスター点検・清掃 床置型	44 台	月 1 回	
空調用パッケージ型エアコン点検・清掃	4 台	年 2 回	
滅菌機保守管理	1 台	月 1 回	滅菌剤納入含む（数量は現地打合せによる）
濾過装置保守管理	1 台	月 1 回	濾材交換含む（年 1 回）
給湯・再熱用ボイラー保守点検 給湯ボイラー 再熱用ボイラー	1 台 1 台	年 4 回	
高架膨張水槽清掃（3 m ³ ）	1 台	年 1 回	
換気扇フィルター清掃	34 台	年 4 回	
給油設備法定点検 地下タンク サービスタンク オイルギアポンプ 送油管	1.9Kℓ	年 1 回	漏洩検査（タンク・配管）、付帯機器等検査及び機能テスト、報告書・記録書作成

※上記機械以外で、保守点検機器に関連した（超音波バス装置及びポンプ等）について異常があると認められた時は、委託者に報告するとともに、簡易な補修は受託者が行うものとする。

※『フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律』に基づく定期点検を実施すること。

特記仕様書

フロン排出抑制法に関する特記仕様書

1 定期点検

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の冷媒として使用されるフロン類の漏えいの早期発見のため、適切な機器の管理を行うことを目的とした点検整備を行うもので、業務内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 業務内容

ア 異常音の有無についての検査

イ 外観の損傷、摩耗、腐食及び錆びその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査

ウ 直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査を行うこと。

エ 一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会が策定している「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン」に準拠した適切な方法で実施すること。

2 提出書類

点検整備記録簿

3 その他

本点検の実施にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立会うこと。

4 特記事項

(1) 「点検整備記録簿」については、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会で発行している「漏えい点検整備記録簿」に基づき作成すること。

(2) 当該第一種特定製品について、委託者が所有する「点検整備記録簿」に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、点検に関する事項を記入すること。

◆ やすらぎ荘

Ⅱ 浄化槽洗浄業務

1 対象機器

合併処理槽
 浄化槽容量 150人槽
 汚水処理量 15.0 m³/日
 放流水質 BOD 20 ppm以下
 形 式 ユニット方式 (FRP製)

2 業務回数

下表「維持管理業務内容」による

3 業務内容

下表「維持管理業務内容」による

維持管理業務内容

業 務 内 容	回 数
(1) 施設の保守点検	年間26回
(2) 機械類, 計測機の調整, 補修	随 時
(3) 消毒剤の補充, 注入	随 時
(4) 放流水の水質検査及び保健所への報告	年1回
(5) 汚泥の引抜き, 調整	年1回
(6) 障害物となる汚物の除去及びその他浄化槽の適正機能点検	随 時

◆ やすらぎ荘

Ⅲ 自動ドア保守点検業務

1 対象機器

LS-23型	両分用	2台
〃	片引用	1台

2 業務回数

1年度につき2回

3 業務内容

下表「自動ドア保守点検項目」による

自動ドア保守点検項目

	対 象	項 目
1	駆動装置	モーターの回転具合、異音、取付状態、ベルトの張り及び摩耗の具合
2	扉懸架部	レール及び戸車の汚れ、異音、摩耗、扉脱線防止の取付状態
3	電 気	配線結線状態、各操作スイッチ機能及び取付状態、絶縁抵抗
4	検出装置	取付状態、検出範囲（幅、奥行方向の測定）、補助光電センサーの機能
5	制御装置	開閉速度の測定及び調整 開放タイマーの確認及び調整
6	建具部	扉の建付け、振れ止め材の取付状態、摩耗、鍵前のかかり具合
7	その他	開閉回数、総合動作、各ステッカー貼り付け状態

◆ やすらぎ荘

IV 自動給茶器保守点検業務

1 対象機器

機 種 : AT-250HWB 1台

2 業務回数

1年度につき2回

3 業務内容

(1) 定期保守点検

技術員を年2回派遣し、別表「自動給茶器保守点検項目」の点検を行うものとする。

(2) 緊急保守点検

障害発生連絡により、直ちに技術員を派遣し、修理を行うものとする。

別表

自動給茶器保守点検項目

	点検箇所	作業内容		点検箇所	作業内容
給水部側	給水電磁弁	動作確認 水漏れ点検	冷凍サイクル	凝縮器	清掃点検
	シスタンク	水洗清掃点検 消毒処理		圧縮器	絶縁抵抗測定 振動音
	冷水タンク	水洗清掃点検 消毒処理		冷却器	水洗清掃
	冷水接続タンク	水洗清掃点検		冷媒配管	ガスリーク点検
	冷水パイプ A 結合	水洗清掃点検	排水部	オーバーフローホース	水洗清掃点検
	冷水用電磁弁	動作確認 水漏れ点検		冷水排水ホース	水洗清掃点検
	冷水温度	4. 5℃		温水排水ホース	水洗清掃点検
出湯部分	接続ホース	水洗清掃点検		排水受け皿	水洗清掃点検
	T 字継手	水漏れ点検		排水溝	水洗清掃点検
	温水タンク	水洗清掃点検 消毒処理	電気部品	マイクロスイッチ	動作確認
	出湯蛇口	水洗清掃点検		冷水サーモ	動作確認
	給水用パイプ	水洗清掃点検		ヒーター	絶縁抵抗測定
	出湯用電磁弁	動作確認 水漏れ点検		漏電ブレーカー	動作確認
	給茶用蛇口	水洗清掃点検		コンデンサモーター	振動音 動作確認音
	茶こし器	水洗清掃点検		その他リミッター	動作確認 清掃点検
	給水温度	1 4℃	廻本体	外装	周囲清掃点検
	出湯温度	8 1℃		内装	周囲清掃点検

◆ すこやか荘

I 空調設備・ボイラー設備・給排水設備等保守点検業務

1 対象機器

すこやか荘 空調設備, ボイラー設備及び給排水設備

2 業務回数

下表「空調設備・ボイラー設備・給排水設備点検項目」による

3 業務内容

下表「空調設備・ボイラー設備・給排水設備点検項目」による

4 方 法

宇都宮市老人福祉センターの開館時間内に行うものとする。

ただし, 老人福祉センターの業務に支障があると考えられるときは, 老人福祉センターの開館時間外に行うものとする。

空調設備・ボイラー設備・給排水設備点検項目

作 業 項 目	台 数	点検回数	備 考
空調用パッケージ型エアコン点検 室外ユニット 室内ユニット	7 系統 54 台	年 4 回	フィルター清掃含 フロン定期点検
空調機用換気扇点検	12 台	年 2 回	
給湯用ボイラー点検	1 台	月 1 回	
浴槽濾過装置点検清掃 ステライト濾過機 超音波ポンプ	4 台	月 1 回	滅菌剤納入含む（数量 は現地打合せによる）
浴槽濾過エレメント交換 ステライト濾過機	2 台	年 2 回	
受水槽清掃 ※省略不可 10 項目含 む	12 t	年 1 回	
給油設備法定検査 地下タンク サービスタンク オイルギアポンプ 送油管	1.9Kℓ	年 1 回	漏洩検査（タンク・配管） 付帯機器等検査及び機 能テスト、報告書・記録書 作成
浴槽濾過循環配管清掃	2 系統	年 1 回	高濃度洗浄 レジオネラ菌検査

※上記機械以外で、保守点検機器に関連した（超音波バス装置及びポンプ等）について異常があると認められた時は、委託者に報告するとともに、簡易な補修は受託者が行うものとする。

※エレメント管理における洗浄剤は含まないものとする。

◆ すこやか荘

Ⅱ 自動ドア保守点検業務

1 対象機器 DES150DCW

両引オートドア装置 2台

片引オートドア装置 1台

2 業務回数

1年度につき3回

3 業務内容

下表「自動ドア保守点検項目」による

自動ドア保守点検項目

	対 象	項 目
1	駆動装置	モーターの回転具合、異音、取付状態、ベルトの張り及び摩耗の具合
2	扉懸架部	レール及び戸車の汚れ、異音、摩耗、扉脱線防止の取付状態
3	電 気	配線結線状態、各操作スイッチ機能及び取付状態、絶縁抵抗
4	検出装置	取付状態、検出範囲（幅、奥行方向の測定）、補助光電センサーの機能
5	制御装置	開閉速度の測定及び調整 開放タイマーの確認及び調整
6	建具部	扉の建付け、振れ止め材の取付状態、摩耗、鍵前のかかり具合
7	その他	開閉回数、総合動作、各ステッカー貼り付け状態

◆ すこやか荘

Ⅲ 自動給茶器保守点検業務

1 対象機器

機 種 : AT-250HWB 1台

2 業務回数

1年度につき2回

3 業務内容

(1) 定期保守点検

技術員を年2回派遣し、別表「自動給茶器保守点検項目」の点検を行うものとする。

(2) 緊急保守点検

障害発生連絡により、直ちに技術員を派遣し、修理を行うものとする。

別表

自動給茶器保守点検項目

	点検箇所	作業内容		点検箇所	作業内容
給水部側	給水電磁弁	動作確認 水漏れ点検	冷凍サイクル	凝縮器	清掃点検
	シスタンク	水洗清掃点検 消毒処理		圧縮器	絶縁抵抗測定 振動音
	冷水タンク	水洗清掃点検 消毒処理		冷却器	水洗清掃
	冷水接続タンク	水洗清掃点検		冷媒配管	ガスリーク点検
	冷水パイプ A 結合	水洗清掃点検	排水部	オーバーフローホース	水洗清掃点検
	冷水用電磁弁	動作確認 水漏れ点検		冷水排水ホース	水洗清掃点検
	冷水温度	4. 5℃		温水排水ホース	水洗清掃点検
出湯部分	接続ホース	水洗清掃点検		排水受け皿	水洗清掃点検
	T 字継手	水漏れ点検		排水溝	水洗清掃点検
	温水タンク	水洗清掃点検 消毒処理	電気部品	マイクロスイッチ	動作確認
	出湯蛇口	水洗清掃点検		冷水サーモ	動作確認
	給水用パイプ	水洗清掃点検		ヒーター	絶縁抵抗測定
	出湯用電磁弁	動作確認 水漏れ点検		漏電ブレーカー	動作確認
	給茶用蛇口	水洗清掃点検		コンデンサモーター	振動音 動作確認音
	茶こし器	水洗清掃点検		その他リミッター	動作確認 清掃点検
	給水温度	1 4℃	廻本り体	外装	周囲清掃点検
	出湯温度	8 1℃		内装	周囲清掃点検

◆ すこやか荘

Ⅳ トレーニングマシン保守点検業務

1 対象機器

メーカー： ニッピョウ

機 種 ： 11ST 1台

2 業務回数

1年度につき1回

3 業務内容

(1) 定期保守点検

技術員を年1回派遣し、下記の点検を行うものとする。

- ・ケーブル、ベルトの張りの調整
- ・消耗の確認
- ・ボルト、ナット類の増し締め
- ・グリースの塗布
- ・マシンの動作確認

(2) 緊急保守点検

障害発生連絡により、直ちに技術員を派遣し、修理を行うものとする。

◆ 上河内老人福祉センター

I 空調設備保守点検業務

1 対象機器

上河内老人福祉センター 空調設備

2 業務回数

別表「空調設備点検項目」による

3 業務内容

別表「空調設備点検項目」による

4 方 法

宇都宮市上河内老人福祉センターの開館時間内に行うものとする。

ただし、老人福祉センターの業務に支障があると考えられるときは、その開館時間外に行うものとする。

別表

空調設備点検項目

点検場所	機器詳細	点 検 内 容
事務所 1	・天井カセット型（4 方向）室内機 1 台 ・室外機 1 台	夏季：フィルター清掃，各所点検，温度測定 冬季：フィルター清掃，温度測定
ホール	・天井カセット型（4 方向）室内機 1 台 ・室外機 1 台	
事務所 2	・天井カセット型（4 方向）室内機 1 台 ・室外機 1 台	
相談室 A	・天井カセット型（1 方向）室内機 2 台 ・室外機 1 台	
相談室 B	・天井カセット型（1 方向）室内機 2 台 ・室外機 1 台	
機能回復訓練室	・天井カセット型（4 方向）室内機 1 台 ・室外機 1 台	
会議室 A	・天井カセット型（4 方向）室内機 2 台 ・室外機 1 台	
会議室 B	・天井カセット型（4 方向）室内機 2 台 ・室外機 1 台	
集会室 A	・天井吊込型 室内機 1 台 ・室外機 1 台	
集会室 B	・天井吊込型 室内機 1 台 ・室外機 1 台	
集会室 C	・天井吊込型 室内機 1 台 ・室外機 1 台	
栄養指導室	・天井カセット型（4 方向）室内機 1 台 ・室外機 1 台	
図書館	・天井カセット型（4 方向）室内機 1 台 ・室外機 1 台	
ロビー（大）	・壁掛型 室内機 1 台 ・室外機 1 台	
ロビー（小）	・壁掛型 室内機 1 台 ・室外機 1 台	
交流談話室	・天井吊込型 室内機 1 台 ・室外機 1 台	
計	室内機 16 台，室外機 14 台	

◆ 上河内老人福祉センター

Ⅱ 自動ドア保守点検業務

- 1 対象機器
両引オートドア装置 2台
- 2 業務回数
1年度につき3回
- 3 業務内容
下表「自動ドア保守点検項目」による

自動ドア保守点検項目

	対 象	項 目
1	駆動装置	モーターの回転具合、異音、取付状態、ベルトの張り及び摩耗の具合
2	扉懸架部	レール及び戸車の汚れ、異音、摩耗、扉脱線防止の取付状態
3	電 気	配線結線状態、各操作スイッチ機能及び取付状態、絶縁抵抗
4	検出装置	取付状態、検出範囲（幅、奥行方向の測定）、補助光電センサーの機能
5	制御装置	開閉速度の測定及び調整 開放タイマーの確認及び調整
6	建具部	扉の建付け、振れ止め材の取付状態、摩耗、鍵前のかかり具合
7	その他	開閉回数、総合動作、各ステッカー貼り付け状態

別紙 3

清 掃 業 務 標 準 仕 様 書

I ことぶき会館

1 清掃の種類

委託事業は、その内容により、日常清掃業務及び特別清掃業務とする。

(1) 日常清掃業務

日常清掃業務は、別に定める清掃業務を毎日行うこと。ただし、老人福祉センターの休館日（月曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで）を除く。

(2) 特別清掃業務

特別清掃業務は、別に定める清掃業務を指定された回数行うこと。

2 清掃作業員

清掃作業員は、次のとおりとすること。

(1) 日常清掃業務遂行のため、清掃作業員を適宜配置し委託業務遂行に支障のないようにすること。

(2) 特別清掃業務遂行のため、その都度清掃に必要な作業員を配置すること。

3 業務実施時間

業務の委託時間は、次のとおりとすること。

(1) 日常清掃業務の実施時間は、老人福祉センター開館日の午後3時から午後5時までとし、その時間内に行うこと。

(2) 特別清掃業務は、老人福祉センターの休館日に行うこと。なお、併設している老人デイサービスセンターと休館日が異なるため、特別清掃の実施にあたっては、実施日時について委託者と事前に協議すること。

(3) 上記の日時で不可能な清掃は、委託者の許可を得て使用状況に応じて清掃を行うこと。

4 清掃業務の内容

清掃業務の内容は、別表「清掃業務実施要領」に示すところによる。

5 清掃業務実施計画書及び清掃業務完了届の提出

受託者は、下記の報告書を提出すること。

(1) 清掃業務実施計画書 当該月の前月の25日まで

(2) 清掃業務完了届 当該月の翌月の5日まで

6 経費の負担

(1) 委託者は、下記の経費を負担する。

ア. 清掃業務に要する光熱水費

イ. 廃棄物処理に要する手数料等

(2) 受託者は、この仕様書及び清掃実施要領に定める清掃業務を遂行するに当たり、上記(1)以外のすべての経費を負担するものとし、特に下記の項目に留意すること。

ア. 清掃業務に要する一切の機械器具及び消耗品

イ. 日常清掃実施箇所に設置してあるゴミ入れ及び汚物入れ用のポリ袋

別表

清掃業務実施要領

1 日常清掃

清 掃 方 法	清 掃 内 容
消毒清掃 (月 1 回)	男子・女子浴槽内（壁（床から 1 5 0 c m 程度）・浴槽・洗い場）を洗剤等を用いて噴霧し， 3 0 分後清水で水洗いをするこ と。
床掃き掃除	動かし得る備品等は移動して，塵埃をまき散らすことのないよ う丁寧に清掃すること。
モップ拭き	清水を用い，モップは強く絞って拭くこと。なお，塩ビ床タイ ルは，汚れ等のある部分を拭くこと。
陶器類洗浄	洗面所，脱衣室，浴室等の陶器類は，洗浄剤を用いて水洗いの うえ，で拭き取ること。
汚物処理	汚物は敷地内の指定の場所に搬出し，容器は洗剤等で汚れを除 去すること。
鏡磨き	洗剤，清水等で清掃し，柔らかい布で乾拭きすること。
紙屑処理	洗面所，脱衣室等の屑入れの紙屑を指定の場所に搬出するこ と。
手すり清掃	手すりは強く絞ったタオル等で清掃後，柔らかい布で乾拭きす ること。 汚れのひどいところは，洗剤で汚れを除去すること。
扉まわり清掃	洗剤，清水で清掃後乾拭きすること。
低壁，備品等除 塵	低い所の壁，備品等の上部等をダストモップ等で埃を除去する こと。
浴室清掃	洗剤をつけてブラシ等で清掃後，清水で水洗いすること。
トイレ清掃	大便器・小便器の汚れは，清掃器具や洗剤を使用して取り除く こと
カーペット清掃	専用掃除機で汚れを集塵すること。
脱衣室内ロッカー・ マット清掃	・ロッカー内等を清掃後，布で拭き取ること。 ・浴室入口マットを清掃後，消毒し所定の場所に干しておくこ と。又，マットを外した所を清掃すること。

2 特別清掃

清 掃 方 法	清 掃 内 容
カーペットクリーニング (1,090 m ²) 年 1 回	専用掃除機で汚れを集塵したのち、洗剤によりカーペットのクリーニングを行い、特に汚れのある箇所は、汚れを落とすこと。
床ワックス研磨 (358 m ²) 年 1 回	床は洗浄し、床材に合わせたワックスを塗布すること。また、つや出しを行うこと。
ガラス清掃 (556 m ²) 年 2 回	ガラスは洗剤で汚れを除去した後、ガラス専用布で乾拭きをする。枠は、水または洗剤で汚れを除去すること。
排水管清掃 年 6 回	浴場排水管の汚れを洗剤等で除去すること。
カビ取り清掃 年 1 回	男子・女子浴室内（天井、壁、浴槽、洗い場）に付着したカビ等を洗剤等で除去すること。
屋上雨樋清掃 年 2 回	施設屋上の雨樋に溜まった土砂等の汚れを除去すること。

3 その他清掃等

- ・ 管内及び樹木害虫駆除を適宜実施すること。（年 2 回目安）
- ・ 樹木剪定及び庭園除草を適宜実施すること。（年 1 回目安）

Ⅱ ふれあい荘

1 清掃の種類

委託事業は、その内容により、日常清掃業務及び特別清掃業務とする。

(1) 日常清掃業務

日常清掃業務は、別に定める清掃業務を毎日行うこと。ただし、老人福祉センターの休館日(日曜日、祝日の翌日及び12月29日から翌年1月3日まで)を除く。

(2) 特別清掃業務

特別清掃業務は、別に定める清掃業務を指定された回数行うこと。

2 清掃作業員

清掃作業員は、次のとおりとすること。

(1) 日常清掃業務遂行のため、清掃作業員を適宜配置し委託業務遂行に支障のないようにすること。

(2) 特別清掃業務遂行のため、その都度清掃に必要な作業員を配置すること。

3 業務実施時間

(1) 日常清掃業務の実施時間は、老人福祉センター開館日の午後3時から午後5時までとし、その時間内に行うこと。

(2) 特別清掃業務は、老人福祉センターの休館日に行うこと。

(3) 上記の日時で不可能な清掃は、委託者の許可を得て使用状況に応じて清掃を行うこと。

4 清掃業務の内容

清掃業務の内容は、別表「清掃業務実施要領」に示すところによる。

5 清掃業務実施計画書及び清掃業務完了届の提出

受託者は、下記の報告書を提出すること。

(1) 清掃業務実施計画書 当該月の前月の25日まで

(2) 清掃業務完了届 当該月の翌月の5日まで

6 経費の負担

(1) 委託者は、下記の経費を負担する。

ア. 清掃業務に要する光熱水費

イ. 廃棄物処理に要する手数料等

(2) 受託者は、この仕様書及び清掃実施要領に定める清掃業務を遂行するに当たり、上記(1)以外のすべての経費を負担するものとし、特に下記の項目に留意すること。

ア. 清掃業務に要する一切の機械器具及び消耗品

イ. 日常清掃実施箇所に設置してあるゴミ入れ及び汚物入れ用のポリ袋

別表

清掃業務実施要領

1 日常清掃

清 掃 方 法	清 掃 内 容
消毒清掃 (月 1 回)	男子・女子浴槽内（壁（床から 1 5 0 c m 程度）・浴槽・洗い場）を洗剤等を用いて噴霧し， 3 0 分後清水で水洗いをするこ と。
床掃き掃除	動かし得る備品等は移動して，塵埃をまき散らすことのないよ う丁寧に清掃すること。
モップ拭き	清水を用い，モップは強く絞って拭くこと。なお，塩ビ床タイ ルは，汚れ等のある部分を拭くこと。
陶器類洗浄	洗面所，脱衣室，浴室等の陶器類は，洗浄剤を用いて水洗いの うえ，で拭き取ること。
汚物処理	汚物は敷地内の指定の場所に搬出し，容器は洗剤等で汚れを除 去すること。
鏡磨き	洗剤，清水等で清掃し，柔らかい布で乾拭きすること。
紙屑処理	洗面所，脱衣室等の屑入れの紙屑を指定の場所に搬出するこ と。
手すり清掃	手すりは強く絞ったタオル等で清掃後，柔らかい布で乾拭きす ること。 汚れのひどいところは，洗剤で汚れを除去すること。
扉まわり清掃	洗剤，清水で清掃後乾拭きすること。
低壁，備品等除 塵	低い所の壁，備品等の上部等をダストモップ等で埃を除去する こと。
浴室清掃	洗剤をつけてブラシ等で清掃後，清水で水洗いすること。
トイレ清掃	大便器・小便器の汚れは，清掃器具や洗剤を使用して取り除く こと
カーペット清掃	専用掃除機で汚れを集塵すること。
脱衣室内ロッカー・ マット清掃	・ロッカー内等を清掃後，布で拭き取ること。 ・浴室入口マットを清掃後，消毒し所定の場所に干しておくこ と。又，マットを外した所を清掃すること。

2 特別清掃

清 掃 方 法	清 掃 内 容
カーペットクリーニング 年1回	専用掃除機で汚れを集塵したのち、洗剤によりカーペットのクリーニングを行い、特に汚れのある箇所は、汚れを落とすこと。
床ワックス研磨 年1回	床は洗浄し、床材に合わせたワックスを塗布すること。また、つや出しを行うこと。
ガラス清掃 年2回	ガラスは洗剤で汚れを除去した後、ガラス専用布で乾拭きをする。枠は、水または洗剤で汚れを除去すること。
浴槽内清掃 年1回	浴槽及び洗い場に薬剤塗布後、洗浄機等を用いて洗浄し汚れを除去すること。

3 その他清掃等

- ・ 管内及び樹木害虫駆除を適宜実施すること。（年2回目安）
- ・ 樹木剪定及び庭園除草を適宜実施すること。（年1回目安）

Ⅲ やすらぎ荘

1 清掃の種類

委託事業は、その内容により、日常清掃業務及び特別清掃業務とする。

(1) 日常清掃業務

日常清掃業務は、別に定める清掃業務を毎日行うこと。ただし、老人福祉センターの休館日（水曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで）を除く。

(2) 特別清掃業務

特別清掃業務は、別に定める清掃業務を指定された回数行うこと。

2 清掃作業員

清掃作業員は、次のとおりとすること。

(1) 日常清掃業務遂行のため、清掃作業員を適宜配置し委託業務遂行に支障のないようにすること。

(2) 特別清掃業務遂行のため、その都度清掃に必要な作業員を配置すること。

3 業務実施時間

(1) 日常清掃業務の実施時間は、老人福祉センター開館日の午後3時から午後5時までとし、その時間内に行うこと。

(2) 特別清掃業務は、老人福祉センターの休館日に行うこと。

(3) 上記の日時で不可能な清掃は、委託者の許可を得て使用状況に応じて清掃を行うこと。

4 清掃業務の内容

清掃業務の内容は、別表「清掃業務実施要領」に示すところによる。

5 清掃業務実施計画書及び清掃業務完了届の提出

受託者は、下記の報告書を提出すること。

(1) 清掃業務実施計画書 当該月の前月の25日まで

(2) 清掃業務完了届 当該月の翌月の5日まで

6 経費の負担

(1) 委託者は、下記の経費を負担する。

ア. 清掃業務に要する光熱水費

イ. 廃棄物処理に要する手数料等

(2) 受託者は、この仕様書及び清掃実施要領に定める清掃業務を遂行するに当たり、上記(1)以外のすべての経費を負担するものとし、特に下記の項目に留意すること。

ア. 清掃業務に要する一切の機械器具及び消耗品

イ. 日常清掃実施箇所に設置してあるゴミ入れ及び汚物入れ用のポリ袋

別表

清掃業務実施要領

1 日常清掃

清 掃 方 法	清 掃 内 容
消毒清掃 (月 1 回)	男子・女子浴槽内（壁（床から 1 5 0 c m 程度）・浴槽・洗い場）を 洗剤等を用いて噴霧し， 3 0 分後清水で水洗いをする事。
床掃き掃除	動かし得る備品等は移動して，塵埃をまき散らすことのないよう丁寧 に清掃すること。
モップ拭き	清水を用い，モップは強く絞って拭くこと。なお，塩ビ床タイルは， 汚れ等のある部分を拭くこと。
陶器類洗浄	洗面所，脱衣室，浴室等の陶器類は，洗浄剤を用いて水洗いの うえ， で拭き取る事。
汚物処理	汚物は敷地内の指定の場所に搬出し，容器は洗剤等で汚れを除去する こと。
鏡磨き	洗剤，清水等で清掃し，柔らかい布で乾拭きすること。
紙屑処理	洗面所，脱衣室等の屑入れの紙屑を指定の場所に搬出すること。
手すり清掃	手すりは強く絞ったタオル等で清掃後，柔らかい布で乾拭きすること。 汚れのひどいところは，洗剤で汚れを除去すること。
扉まわり清掃	洗剤，清水で清掃後乾拭きすること。
低壁，備品等除塵	低い所の壁，備品等の上部等をダストモップ等で埃を除去すること。
浴室清掃	洗剤をつけてブラシ等で清掃後，清水で水洗いすること。
トイレ清掃	大便器・小便器の汚れは，清掃器具や洗剤を使用して取り除くこと
カーペット清掃	専用掃除機で汚れを集塵すること。
脱衣室内ロッカー・ マット清掃	・ロッカー内等を清掃後，布で拭き取る事。 ・浴室入口マットを清掃後，消毒し所定の場所に干しておくこと。 又，マットを外した所を清掃すること。

2 特別清掃

清 掃 方 法	清 掃 内 容
カーペットクリーニング 年1回	専用掃除機で汚れを集塵したのち、洗剤によりカーペットのクリーニングを
床ワックス研磨 年1回	床は洗浄し、床材に合わせたワックスを塗布すること。また、つや出しを行なうこと
ガラス清掃 年2回	ガラスは洗剤で汚れを除去した後、ガラス専用布で乾拭きをするこ し。拭けなかった場合は洗剤で汚れを除去すること
浴槽内清掃 年1回	浴槽及び洗い場に薬剤塗布後、洗浄機等を用いて洗浄し汚れを除去すること。

3 その他清掃等

- ・ 管内及び樹木害虫駆除を適宜実施すること。（年2回目安）
- ・ 樹木剪定及び庭園除草を適宜実施すること。（年1回目安）

IV すこやか荘

1 清掃の種類

委託事業は、その内容により、日常清掃業務及び特別清掃業務とする。

(1) 日常清掃業務

日常清掃業務は、別に定める清掃業務を毎日行うこと。ただし、老人福祉センターの休館日(日曜日、祝日の翌日及び12月29日から翌年1月3日まで)を除く。

(2) 特別清掃業務

特別清掃業務は、別に定める清掃業務を指定された回数行うこと。

2 清掃作業員

清掃作業員は、次のとおりとすること。

(1) 日常清掃業務遂行のため、清掃作業員を適宜配置し委託業務遂行に支障のないようにすること。

(2) 特別清掃業務遂行のため、その都度清掃に必要な作業員を配置すること。

3 業務実施時間

(1) 日常清掃業務の実施時間は、老人福祉センター開館日の午後3時から午後5時までとし、その時間内に行うこと。

(2) 特別清掃業務は、老人福祉センターの休館日に行うこと。

(3) 上記の日時で不可能な清掃は、委託者の許可を得て使用状況に応じて清掃を行うこと。

4 清掃業務の内容

清掃業務の内容は、別表「清掃業務実施要領」に示すところによる。

5 清掃業務実施計画書及び清掃業務完了届の提出

受託者は、下記の報告書を提出すること。

(1) 清掃業務実施計画書 当該月の前月の25日まで

(2) 清掃業務完了届 当該月の翌月の5日まで

6 経費の負担

(1) 委託者は、下記の経費を負担する。

ア. 清掃業務に要する光熱水費

イ. 廃棄物処理に要する手数料等

(2) 受託者は、この仕様書及び清掃実施要領に定める清掃業務を遂行するに当たり、上記(1)以外のすべての経費を負担するものとし、特に下記の項目に留意すること。

ア. 清掃業務に要する一切の機械器具及び消耗品

イ. 日常清掃実施箇所に設置してあるゴミ入れ及び汚物入れ用のポリ袋

別表

清掃業務実施要領

1 日常清掃

清 掃 方 法	清 掃 内 容
消毒清掃 (月 1 回)	男子・女子浴槽内（壁（床から 1 5 0 c m 程度）・浴槽・洗い場）を洗剤等を用いて噴霧し， 3 0 分後清水で水洗いをするこ と。
床掃き掃除	動かし得る備品等は移動して，塵埃をまき散らすことのないよ う丁寧に清掃すること。
モップ拭き	清水を用い，モップは強く絞って拭くこと。なお，塩ビ床タイ ルは，汚れ等のある部分を拭くこと。
陶器類洗浄	洗面所，脱衣室，浴室等の陶器類は，洗浄剤を用いて水洗いの うえ，で拭き取ること。
汚物処理	汚物は敷地内の指定の場所に搬出し，容器は洗剤等で汚れを除 去すること。
鏡磨き	洗剤，清水等で清掃し，柔らかい布で乾拭きすること。
紙屑処理	洗面所，脱衣室等の屑入れの紙屑を指定の場所に搬出するこ と。
手すり清掃	手すりは強く絞ったタオル等で清掃後，柔らかい布で乾拭きす ること。 汚れのひどいところは，洗剤で汚れを除去すること。
扉まわり清掃	洗剤，清水で清掃後乾拭きすること。
低壁，備品等除 塵	低い所の壁，備品等の上部等をダストモップ等で埃を除去する こと。
浴室清掃	洗剤をつけてブラシ等で清掃後，清水で水洗いすること。
トイレ清掃	大便器・小便器の汚れは，清掃器具や洗剤を使用して取り除く こと
カーペット清掃	専用掃除機で汚れを集塵すること。
脱衣室内ロッカー・ マット清掃	・ロッカー内等を清掃後，布で拭き取ること。 ・浴室入口マットを清掃後，消毒し所定の場所に干しておくこ と。又，マットを外した所を清掃すること。

2 特別清掃

清 掃 方 法	清 掃 内 容
カーペットクリーニング 年1回	専用掃除機で汚れを集塵したのち、洗剤によりカーペットのクリーニングを行い、特に汚れのある箇所は、汚れを落とすこと。
床ワックス研磨 年1回	床は洗浄し、床材に合わせたワックスを塗布すること。また、つや出しを行うこと。
ガラス清掃 年2回	ガラスは洗剤で汚れを除去した後、ガラス専用布で乾拭きをする。枠は、水または洗剤で汚れを除去すること。
浴槽内清掃 年1回	浴槽及び洗い場に薬剤塗布後、洗浄機等を用いて洗浄し汚れを除去すること。

3 その他清掃等

- ・ 管内及び樹木害虫駆除を適宜実施すること。（年2回目安）
- ・ 樹木剪定及び庭園除草を適宜実施すること。（年1回目安）

V 上河内老人福祉センター

1 清掃の種類

委託事業は、その内容により、日常清掃業務及び特別清掃業務とする。

(1) 日常清掃業務

日常清掃業務は、別に定める清掃業務を週1回、原則水曜日に行うこと。

(2) 特別清掃業務

特別清掃業務は、別に定める清掃業務を指定された回数行うこと。

2 清掃作業員

清掃作業員は、次のとおりとすること。

(1) 日常清掃業務遂行のため、清掃作業員を適宜配置し委託業務遂行に支障のないようにすること。

(2) 特別清掃業務遂行のため、その都度清掃に必要な作業員を配置すること。

3 業務実施時間

(1) 日常清掃業務の実施時間は、週1回、老人福祉センター開館日の午後2時から午後4時までとし、その時間内に行うこと。

(2) 特別清掃業務は、老人福祉センターの休館日に行うこと。

(3) 上記の日時で不可能な清掃は、委託者の許可を得て使用状況に応じて清掃を行うこと。

4 清掃業務の内容

特別清掃業務の内容は、別表「清掃業務実施要領」に示すところによる。

5 清掃業務実施計画書及び清掃業務完了届の提出

受託者は、下記の報告書を提出すること。

(1) 清掃業務実施計画書 当該月の前月の25日まで

(2) 清掃業務完了届 当該月の翌月の5日まで

6 経費の負担

(1) 委託者は、下記の経費を負担する。

ア. 清掃業務に要する光熱水費

イ. 廃棄物処理に要する手数料等

(2) 受託者は、この仕様書及び清掃実施要領に定める清掃業務を遂行するに当たり、上記(1)以外のすべての経費を負担するものとし、特に下記の項目に留意すること。

ア. 清掃業務に要する一切の機械器具及び消耗品

イ. 日常清掃実施箇所に設置してあるゴミ入れ及び汚物入れ用のポリ袋

別表

清掃業務実施要領

1 特別清掃

清 掃 方 法	清 掃 内 容
カーペット清掃 (85 m ²)年 1 回	専用掃除機で汚れを集塵したのち、洗剤によりカーペットのクリーニングを行い、特に汚れのある箇所は、汚れを落とすこと。
床ワックス研磨 年 1 回	床は洗淨し、床材に合わせたワックスを塗布すること。また、つや出しを行うこと。
ガラス清掃 年 1 回	ガラスは洗剤で汚れを除去した後、ガラス専用布で乾拭きをする。枠は、水または洗剤で汚れを除去すること。
雨樋清掃 年 1 回	施設の雨樋に溜まった土砂等の汚れを除去すること。
側溝清掃 年 1 回	側溝に溜まった土砂を除去すること。

3 その他清掃等

- ・ 管内及び樹木害虫駆除を適宜実施すること。（年 2 回目安）
- ・ 樹木剪定及び庭園除草を適宜実施すること。（年 1 回目安）

別紙 4

警 備 業 務 標 準 仕 様 書

I ことぶき会館

1 時間

開館日 1 7 時 0 0 分から翌日 8 時 3 0 分

閉館日 8 時 3 0 分から翌日 8 時 3 0 分

但し、委託者の職員が在館している時間を除く。

2 方 法

施設内に警備機器を設置し、受託者の管制センターと通信回線（一般回線）により接続する自動監視方式による機械警備とする。

なお、建物 1 階の第 2 付設作業所は、廊下側のドアを除いて機械警備の対象としないものとする。

(1) 設置する警備機器の機能

施設内に設置する警備機器の機能は、次のとおりとする。

① 盗難防止のため施設内へ侵入した者を探知する機能を有する。

② 火災の発生を探知する機能を有する。

(2) 異常事態発生時の対応

火災に関する異常事態発生が信号が発せられた場合には、消防署へ、盗難に関する異常事態発生が信号が発せられた場合は、警察署へ直ちに連絡する。

また、警備員を現場へ急行させ、異常事態の確認を行うとともに、事態の拡大防止にたり、事態に応じ、関係機関へ連絡するとともに、別に定める市の責任者へ連絡し、事態の処理にあたる。

3 機器の保守点検及び維持管理

施設等に設置した警備機器の保守点検及び維持管理は、次のとおりとする。

(1) 設置した警備機器は受託者の責任において保守点検を行い、正常な機能を発揮するよう維持管理に努める。

(2) 委託期間中の警備機器の誤作動によって生じた損害は受託者の負担とする。

(3) 施設に設置した警報装置について受託者は、委託期間が満了したときは速やかに現状に復すること。（契約解除による場合も同じ。）

4 施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

- (1) 委託業務遂行上あらかじめ、必要とする施設及び警備機器の鍵を相互に貸与する。
- (2) 貸与した鍵を許可なく複製しない。
- (3) 契約終了時には、貸与した鍵を相互に返還する。

5 警備報告書の提出

委託期間中に生じた事項については、下記の報告書を提出すること。

(1) 警備月報

- | | |
|--------|----------------|
| ア 記載事項 | 委託期間中の毎日の警備状況。 |
| イ 提出時期 | 当該月の翌月の5日まで。 |

(2) 異常事態発生報告書

- | | |
|--------|-----------------|
| ア 記載事項 | 異常事態発生通報の原因。 |
| イ 提出時期 | 異常事態発生通報があった都度。 |

(3) 事故報告書

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ア 記載事項 | 事故発生の状況・内容・その対応方法及びその他必要事項。 |
| イ 提出時期 | 事故発生の都度速やかに。 |

6 委託業務遂行上の業務

委託業務遂行にあたっては、次の事項を十分に留意する。

- (1) 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたる。
- (2) 職務上知り得た事項を他に漏らさない。
- (3) 受託者の指定する制服を着用する。
- (4) 警備業法、同法施行規則及び栃木県公安委員会規則に規定する事項を遵守する。

Ⅱ ふれあい荘

1 時間

開館日 1 7時00分から翌日8時30分

閉館日 8時30分から翌日8時30分

但し、委託者の職員が在館している時間を除く。

2 方法

施設内に警備機器を設置し、受託者の管制センターと通信回線（一般回線）により接続する自動監視方式による機械警備とする。

（1）設置する警備機器の機能

施設内に設置する警備機器の機能は、次のとおりとする。

① 盗難防止のため施設内へ侵入した者を探知する機能を有する。

② 火災の発生を探知する機能を有する。

（2）異常事態発生時の対応

火災に関する異常事態発生が信号が発せられた場合には、消防署へ、盗難に関する異常事態発生が信号が発せられた場合は、警察署へ直ちに連絡する。

また、警備員を現場へ急行させ、異常事態の確認を行うとともに、事態の拡大防止にたり、事態に応じ、関係機関へ連絡するとともに、別に定める市の責任者へ連絡し、事態の処理にあたる。

3 機器の保守点検及び維持管理

施設等に設置した警備機器の保守点検及び維持管理は、次のとおりとする。

（1）設置した警備機器は受託者の責任において保守点検を行い、正常な機能を発揮するよう維持管理に努める。

（2）委託期間中の警備機器の誤作動によって生じた損害は受託者の負担とする。

（3）施設に設置した警報装置について受託者は、委託期間が満了したときは速やかに現状に復すること。（契約解除による場合も同じ。）

4 施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

（1）委託業務遂行上あらかじめ、必要とする施設及び警備機器の鍵を相互に貸与する。

（2）貸与した鍵を許可なく複製しない。

（3）契約終了時には、貸与した鍵を相互に返還する。

5 警備報告書の提出

委託期間中に生じた事項については、下記の報告書を提出すること。

(1) 警備月報

ア 記載事項 委託期間中の毎日の警備状況。

イ 提出時期 当該月の翌月の5日まで。

(2) 異常事態発生報告書

ア 記載事項 異常事態発生通報の原因。

イ 提出時期 異常事態発生通報があった都度。

(3) 事故報告書

ア 記載事項 事故発生の状況・内容・その対応方法及びその他必要事項。

イ 提出時期 事故発生の都度速やかに。

6 委託業務遂行上の業務

委託業務遂行にあたっては、次の事項を十分に留意する。

(1) 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたる。

(2) 職務上知り得た事項を他に漏らさない。

(3) 受託者の指定する制服を着用する。

(4) 警備業法、同法施行規則及び栃木県公安委員会規則に規定する事項を遵守する。

Ⅲ やすらぎ荘

1 時間

開館日 1 7時00分から翌日8時30分

閉館日 8時30分から翌日8時30分

但し、委託者の職員が在館している時間を除く。

2 方法

施設内に警備機器を設置し、受託者の管制センターと通信回線（一般回線）により接続する自動監視方式による機械警備とする。

(1) 設置する警備機器の機能

施設内に設置する警備機器の機能は、次のとおりとする。

① 盗難防止のため施設内へ侵入した者を探知する機能を有する。

② 火災の発生を探知する機能を有する。

(2) 異常事態発生時の対応

火災に関する異常事態発生が信号が発せられた場合には、消防署へ、盗難に関する異常事態発生が信号が発せられた場合は、警察署へ直ちに連絡する。

また、警備員を現場へ急行させ、異常事態の確認を行うとともに、事態の拡大防止にたり、事態に応じ、関係機関へ連絡するとともに、別に定める市の責任者へ連絡し、事態の処理にあたる。

3 機器の保守点検及び維持管理

施設等に設置した警備機器の保守点検及び維持管理は、次のとおりとする。

(1) 設置した警備機器は受託者の責任において保守点検を行い、正常な機能を発揮するよう維持管理に努める。

(2) 委託期間中の警備機器の誤作動によって生じた損害は受託者の負担とする。

(3) 施設に設置した警報装置について受託者は、委託期間が満了したときは速やかに現状に復すること。（契約解除による場合も同じ。）

4 施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

(1) 委託業務遂行上あらかじめ、必要とする施設及び警備機器の鍵を相互に貸与する。

(2) 貸与した鍵を許可なく複製しない。

(3) 契約終了時には、貸与した鍵を相互に返還する。

5 警備報告書の提出

委託期間中に生じた事項については、下記の報告書を提出すること。

(1) 警備月報

ア 記載事項 委託期間中の毎日の警備状況。

イ 提出時期 当該月の翌月の5日まで。

(2) 異常事態発生報告書

ア 記載事項 異常事態発生通報の原因。

イ 提出時期 異常事態発生通報があった都度。

(3) 事故報告書

ア 記載事項 事故発生の状況・内容・その対応方法及びその他必要事項。

イ 提出時期 事故発生の都度速やかに。

6 委託業務遂行上の業務

委託業務遂行にあたっては、次の事項を十分に留意する。

(1) 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたる。

(2) 職務上知り得た事項を他に漏らさない。

(3) 受託者の指定する制服を着用する。

(4) 警備業法、同法施行規則及び栃木県公安委員会規則に規定する事項を遵守する。

IV すこやか荘

1 時間

開館日 1 7時00分から翌日8時30分

閉館日 8時30分から翌日8時30分

但し、委託者の職員が在館している時間を除く。

2 方法

施設内に警備機器を設置し、受託者の管制センターと通信回線（一般回線）により接続する自動監視方式による機械警備とする。

（1）設置する警備機器の機能

施設内に設置する警備機器の機能は、次のとおりとする。

① 盗難防止のため施設内へ侵入した者を探知する機能を有する。

② 火災の発生を探知する機能を有する。

（2）異常事態発生時の対応

火災に関する異常事態発生が信号が発せられた場合には、消防署へ、盗難に関する異常事態発生が信号が発せられた場合は、警察署へ直ちに連絡する。

また、警備員を現場へ急行させ、異常事態の確認を行うとともに、事態の拡大防止にたり、事態に応じ、関係機関へ連絡するとともに、別に定める市の責任者へ連絡し、事態の処理にあたる。

3 機器の保守点検及び維持管理

施設等に設置した警備機器の保守点検及び維持管理は、次のとおりとする。

（1）設置した警備機器は受託者の責任において保守点検を行い、正常な機能を発揮するよう維持管理に努める。

（2）委託期間中の警備機器の誤作動によって生じた損害は受託者の負担とする。

（3）施設に設置した警報装置について受託者は、委託期間が満了したときは速やかに現状に復すること。（契約解除による場合も同じ。）

4 施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

（1）委託業務遂行上あらかじめ、必要とする施設及び警備機器の鍵を相互に貸与する。

（2）貸与した鍵を許可なく複製しない。

（3）契約終了時には、貸与した鍵を相互に返還する。

5 警備報告書の提出

委託期間中に生じた事項については、下記の報告書を提出すること。

(1) 警備月報

ア 記載事項 委託期間中の毎日の警備状況。

イ 提出時期 当該月の翌月の5日まで。

(2) 異常事態発生報告書

ア 記載事項 異常事態発生通報の原因。

イ 提出時期 異常事態発生通報があった都度。

(3) 事故報告書

ア 記載事項 事故発生の状況・内容・その対応方法及びその他必要事項。

イ 提出時期 事故発生の都度速やかに。

6 委託業務遂行上の業務

委託業務遂行にあたっては、次の事項を十分に留意する。

(1) 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたる。

(2) 職務上知り得た事項を他に漏らさない。

(3) 受託者の指定する制服を着用する。

(4) 警備業法、同法施行規則及び栃木県公安委員会規則に規定する事項を遵守する。

V 上河内老人福祉センター

1 時間

開館日 1 7時00分から翌日8時30分

閉館日 8時30分から翌日8時30分

但し、委託者の職員が在館している時間を除く。

2 方法

施設内に警備機器を設置し、受託者の管制センターと通信回線（一般回線）により接続する自動監視方式による機械警備とする。

(1) 設置する警備機器の機能

施設内に設置する警備機器の機能は、次のとおりとする。

① 盗難防止のため施設内へ侵入した者を探知する機能を有する。

② 火災の発生を探知する機能を有する。

(2) 異常事態発生時の対応

火災に関する異常事態発生が信号が発せられた場合には、消防署へ、盗難に関する異常事態発生が信号が発せられた場合は、警察署へ直ちに連絡する。

また、警備員を現場へ急行させ、異常事態の確認を行うとともに、事態の拡大防止にたり、事態に応じ、関係機関へ連絡するとともに、別に定める市の責任者へ連絡し、事態の処理にあたる。

3 機器の保守点検及び維持管理

施設等に設置した警備機器の保守点検及び維持管理は、次のとおりとする。

(1) 設置した警備機器は受託者の責任において保守点検を行い、正常な機能を発揮するよう維持管理に努める。

(2) 委託期間中の警備機器の誤作動によって生じた損害は受託者の負担とする。

(3) 施設に設置した警報装置について受託者は、委託期間が満了したときは速やかに現状に復すること。（契約解除による場合も同じ。）

4 施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

(1) 委託業務遂行上あらかじめ、必要とする施設及び警備機器の鍵を相互に貸与する。

(2) 貸与した鍵を許可なく複製しない。

(3) 契約終了時には、貸与した鍵を相互に返還する。

5 警備報告書の提出

委託期間中に生じた事項については、下記の報告書を提出すること。

(1) 警備月報

ア 記載事項 委託期間中の毎日の警備状況。

イ 提出時期 当該月の翌月の5日まで。

(2) 異常事態発生報告書

ア 記載事項 異常事態発生通報の原因。

イ 提出時期 異常事態発生通報があった都度。

(3) 事故報告書

ア 記載事項 事故発生の状況・内容・その対応方法及びその他必要事項。

イ 提出時期 事故発生の都度速やかに。

6 委託業務遂行上の業務

委託業務遂行にあたっては、次の事項を十分に留意する。

(1) 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたる。

(2) 職務上知り得た事項を他に漏らさない。

(3) 受託者の指定する制服を着用する。

(4) 警備業法、同法施行規則及び栃木県公安委員会規則に規定する事項を遵守する。

消防設備保守点検業務標準仕様書

I ことぶき会館

1 定期点検及び保守整備の内容

昭和50年11月13日付け消防安第168号消防庁安全緊急課長通達「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」に基づく総合点検並びに外観点検及び機能点検をそれぞれ各1回行うものとする。

2 定期点検及び保守整備を行う消防設備

別表「消防設備等リスト」に記載する消防設備

3 点検を行う者の資格

都道府県知事の発行する、消防設備の点検を行う資格を有する者

4 点検時期

受託者は、書面をもって点検の実施時期を委託者に提出すること

5 点検時間

宇都宮市老人福祉センターことぶき会館の開館時間内に行うものとする。ただし、老人福祉センターの業務に支障があると考えられるときは、老人福祉センターの開館時間外に行うものとする。

6 点検結果の消防機関への報告

受託者は、点検結果を消防機関に報告すること。

7 機器の異常を認めたときの対応

受託者は、点検に際し異常を認めたときは、直ちに委託者に報告するとともに必要な措置をとるものとし、簡易な補修は受託者が行うものとする。

別表

消防設備等リスト

	区 分	設 備	個 数
1	屋内消火栓	屋内消火栓（2号）	8個
		消火栓ポンプ	1式
2	自動火災報知設備	発信機（P型1級，屋内型）	8個
		受信機（P型1級）	9/10回線
		副受信機（P型1級）	9/10回線
		予備電源（DC24V，1.2AH）	1式
		感知器等の種類	
		差動式スポット型感知器（2種）	55個
		低温式スポット型感知器（特殊，60℃）	2個
		低温式スポット型感知器（特殊，防水，60℃）	18個
		低温式スポット型感知器（1種，防水，70℃）	7個
		煙光電式スポット型感知器（2種）	10個
		音響装置（ベル）	
		主音響装置（DC24V，20mA）	1個
		副音響装置（DC24V，20mA）	1個
		地区音響装置（DC24V，15mA）	8個
3	非常放送設備	アンプ	1式
		スピーカー	43個
		非常電源（蓄電池）	1式
4	誘導灯	避難口誘導灯 中型	11個
		廊下通誘導灯 中型	2個
		廊下通誘導灯 小型	5個
5	消火器	粉末ABC型（3.5kg） 内訳：消火栓8本，湯沸室2本， EV機械室1本，プロパン庫2本， キュービクル2本	15本
6	避難用すべり台（スカイフロウ ST-1型）		1台
7	防火戸	防火戸	2面
		防火戸用煙感知器（3種）	3個
8	ガス漏れ警報設備	ガス漏れ警報設備	2台
		ガス漏れ警報器	4個

Ⅱ ふれあい荘

1 定期点検及び保守整備の内容

昭和50年11月13日付け消防安第168号消防庁安全緊急課長通達「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」に基づく総合点検並びに外観点検及び機能点検をそれぞれ各1回行うものとする。

2 定期点検及び保守整備を行う消防設備

別表「消防設備等リスト」に記載する消防設備

3 点検を行う者の資格

都道府県知事の発行する，消防設備の点検を行う資格を有する者

4 点検時期

受託者は，書面をもって点検の実施時期を委託者に提出すること
。

5 点検時間

宇都宮市老人福祉センターふれあい荘の開館時間内に行うものとする。ただし，老人福祉センターの業務に支障があると考えられるときは，老人福祉センターの開館時間外に行うものとする。

6 点検結果の消防機関への報告

受託者は，点検結果を消防機関に報告すること。

7 機器の異常を認めたときの対応

受託者は，点検に際し異常を認めたときは，直ちに委託者に報告するとともに必要な措置をとるものとし，簡易な補修は受託者が行うものとする。

別表

消防設備等リスト

	項 目	設 備		個 数
消 防 設 備 等	自 動 火 災 報 知 設 備	受信機（P－ 2 級）		5 回線
		発信機（P－ 1 ， 2 級）		2 個
		感知器等	スポット型感知器（差動式，補償式）	2 9 個
			スポット型感知器（低温式）	1 1 個
			煙感知器（イオン化式，光電式）	4 個
			表示灯	2 個
			電鈴	3 個
			予備又は非常電源蓄電池設備	1 式
	消火器	粉末消火器（除蓄圧式）		9 本
	誘導灯及び誘導標識	誘導灯		1 0 個
	非常用放送	非常用放送設備		1 式
非常電源		1 式		
給湯設備法定検	設備（種別：白灯油，容量：1，800L）			1 式
	地下オイルタンク			
	サービスタンク			
	オイルギャポンプ			
	送油管			
	報告書			

Ⅱ やすらぎ荘

1 定期点検及び保守整備の内容

昭和50年11月13日付け消防安第168号消防庁安全緊急課長通達「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」に基づく総合点検並びに外観点検及び機能点検をそれぞれ各1回行うものとする。

2 定期点検及び保守整備を行う消防設備

別表「消防設備等リスト」に記載する消防設備

3 点検を行う者の資格

都道府県知事の発行する，消防設備の点検を行う資格を有する者

4 点検時期

受託者は，書面をもって点検の実施時期を委託者に提出すること

5 点検時間

宇都宮市老人福祉センターやすらぎ荘の開館時間内に行うものとする。ただし，老人福祉センターの業務に支障があると考えられるときは，老人福祉センターの開館時間外に行うものとする。

6 点検結果の消防機関への報告

受託者は，点検結果を消防機関に報告すること。

7 機器の異常を認めたときの対応

受託者は，点検に際し異常を認めたときは，直ちに委託者に報告するとともに必要な措置をとるものとし，簡易な補修は受託者が行うものとする。

別表

消防設備等リスト

	項 目	設 備	個 数
消 防 設 備 等	自動火災報知設備	受信機（P－１級）	10 回線
		発信機（P－１，２級）	3 個
		感知器等	スポット型感知器（差動式，補償式）
			4 7 個
			スポット型感知器（低温式）
			1 7 個
			煙感知器（イオン化式，光電式）
			6 個
		表示灯	3 個
		電鈴	4 個
		予備又は非常電源蓄電池設備	1 式
	消火器	粉末消火器（除蓄圧式）	1 2 本
給湯設備法定検	誘導灯及び誘導標識	誘導灯	1 6 個
	非常用放送	スピーカー	2 5 個
		非常電源	1 式
	非難設備	緩降機	1 式
	設備（種別：白灯油，容量：1，900L）		1 式
		地下オイルタンク	
		サービスタンク	
		オイルギャポンプ	
		送油管	
		報告書	

Ⅳ すこやか荘

1 定期点検及び保守整備の内容

昭和50年11月13日付け消防安第168号消防庁安全緊急課長通達「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」に基づく総合点検並びに外観点検及び機能点検をそれぞれ各1回行うものとする。

2 定期点検及び保守整備を行う消防設備

別表「消防設備等リスト」に記載する消防設備

3 点検を行う者の資格

都道府県知事の発行する，消防設備の点検を行う資格を有する者

4 点検時期

受託者は，書面をもって点検の実施時期を委託者に提出すること
。

5 点検時間

宇都宮市老人福祉センターすこやか荘の開館時間内に行うものとする。ただし，老人福祉センターの業務に支障があると考えられるときは，老人福祉センターの開館時間外に行うものとする。

6 点検結果の消防機関への報告

受託者は，点検結果を消防機関に報告すること。

7 機器の異常を認めたときの対応

受託者は，点検に際し異常を認めたときは，直ちに委託者に報告するとともに必要な措置をとるものとし，簡易な補修は受託者が行うものとする。

別表

消防設備等リスト

	項 目	設 備		個 数
消 防 設 備 等	自 動 火 災 報 知 設 備	受信機（P－ 1 級）		10 回 線
		発信機（P－ 1 ， 2 級）		5 個
		感知器等	ス ポ ッ ト 型 感 知 器（差 動 式， 補 償 式）	5 4 個
			ス ポ ッ ト 型 感 知 器（低 温 式）	1 8 個
			煙 感 知 器（イ オ ン 化 式， 光 電 式）	5 個
			表 示 灯	5 個
			電 鈴	5 個
			予 備 又 は 非 常 電 源 蓄 電 池 設 備	1 式
	消 火 器	粉 末 消 火 器（除 蓄 圧 式）		1 7 本
	誘 導 灯 及 び 誘 導 標 識	誘 導 灯		1 2 個
	非 常 用 放 送	非 常 電 源		1 式
	非 難 設 備	救 護 袋		1 式
		は し ご		1 式
給 湯 設 備 法 定 検	設 備（種 別：A 重 油， 容 量：1， 9 0 0 L）			1 式
	地 下 オ イ ル タ ン ク			
	サ ー ビ ス タ ン ク			
	オ イ ル ギ ャ ポ ン プ			
	送 油 管			
	報 告 書			

V 上河内老人福祉センター

1 定期点検及び保守整備の内容

昭和50年11月13日付け消防安第168号消防庁安全緊急課長通達「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」に基づく総合点検並びに外観点検及び機能点検をそれぞれ各1回行うものとする。

2 定期点検及び保守整備を行う消防設備

別表「消防設備等リスト」に記載する消防設備

3 点検を行う者の資格

都道府県知事の発行する，消防設備の点検を行う資格を有する者

4 点検時期

受託者は，書面をもって点検の実施時期を委託者に提出すること

5 点検時間

宇都宮市上河内老人福祉センターの開館時間内に行うものとする。ただし，老人福祉センターの業務に支障があると考えられるときは，老人福祉センターの開館時間外に行うものとする。

6 点検結果の消防機関への報告

受託者は，点検結果を消防機関に報告すること。

7 機器の異常を認めたときの対応

受託者は，点検に際し異常を認めたときは，直ちに委託者に報告するとともに必要な措置をとるものとし，簡易な補修は受託者が行うものとする。

別表

消防設備等リスト

	項 目	設 備		個 数	
消 防 設 備 等	自動火災 報知設備	受信機（P－１級）		１個	
		発信機（P－１，２級）		２個	
		感知 器等	差動式スポット型感知器（補償式）		５７個
			定温式スポット型感知器		９個
			煙感知器（イオン化式，光電式）		３個
			表示灯		２個
			電鈴		２個
			予備又は非常電源蓄電池設備		１式
	消火器	粉末消火器（除蓄圧式）		６本	
	誘導灯及び誘導標識	誘導灯		６個	

送迎バス運行業務仕様書

1 目的

宇都宮市老人福祉センターを利用する高齢者の輸送業務を委託するもの。

2 運行計画

別表、「送迎バス運行計画」のとおり

運行計画を変更する場合には、事前に協議のうえ、変更するものとする。

3 運行期日

原則として、毎日。

ただし、休館日及び指定管理者が指定する日は除く。

4 委託業務遂行上の業務

送迎バス運行業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、安全輸送に万全を期すること。

別表

送迎バス運行計画

運行時刻及び停車場所

(1) ことぶき会館

◎Bコース【水・金曜日運行(雀の宮方面)】

行き	停車場所	帰り
8:50発	JR宇都宮駅	3:50着
8:54	築瀬西バス停	3:44
8:56	築瀬金堀バス停	3:40
9:00	砂田街道入口バス停	3:38
9:02	東川田バス停	3:36
9:05	星宮神社前バス停	3:33
9:10着	ことぶき会館	3:30発
9:15発	ことぶき会館	2:30発
9:21	横川西小前	2:38
9:22	竜泉院前	2:39
9:24	今宮公園前	2:41
9:27	西原北公民館前	2:46
9:28	若松原二丁目	2:47
9:30	雀宮駅入口バス停	2:50
9:31	雀宮中央小入口バス停	2:51
9:39	富士見市営住宅	2:59
9:42	ジェイコー宇都宮病院バス停	3:02
9:44	雀宮地区センター	3:04
9:49	雀宮東小前	3:09
9:52	南高校前バス停	3:12
9:53	中島バス停	3:13
10:00着	ことぶき会館	3:17着

◎Cコース【日曜日運行(雀の宮方面)】

行き	停車場所	帰り
8:50発	JR宇都宮駅	3:40着
8:56	築瀬西バス停	3:34
8:58	築瀬金堀バス停	3:30
9:02	砂田街道入口バス停	3:28
9:04	東川田バス停	3:26
9:07	星宮神社前バス停	3:23
9:10着	ことぶき会館	3:20発
9:15発	ことぶき会館	2:30発
9:19	航空学校前	2:35
9:20	寿鶴薬師堂前バス停	2:36
9:21	横川西小前	2:38
9:22	竜泉院前	2:39
9:24	今宮公園前	2:41
9:28	南警察署前	2:47
9:30	土谷内科小児科前	2:49
9:31	みどり野町南	2:50
9:33	さつき3号児童公園前	2:52
9:35	栃木銀行雀宮支店前	2:54
9:37	雀宮地区センター	2:59
9:39	雀宮中央小入口バス停	3:02
9:40	雀宮駅入口	3:05
9:42	宮の内交差点バス停	3:06
9:50着	ことぶき会館	3:10着

◎Aコース

【火・木・土曜日運行(瑞穂野～清原方面)】

行き	停車場所	帰り
8:50発	JR宇都宮駅	3:34着
8:54	築瀬西バス停	3:28
8:57	下栗団地バス停	3:25
8:59	平松宿	3:23
9:01	ミットヨ前バス停	3:21
9:03	東高校前	3:19
9:05	さるやま入口バス停	3:17
9:06	柿の木坂バス停	3:14
9:11	成願寺入口	3:09
9:13	農協倉庫前	3:07
9:14	堀之内	3:05
9:15	前田内	3:03
9:16	桑島	3:01
9:19	上箆谷下	2:58
9:21	清原南小前	2:54
9:22	鎧山南	2:53
9:25	鎧山	2:50
9:26	新鬼怒橋東	2:48
9:29	外池酒造前	2:45
9:33	金剛定寺入口	2:41
9:34	鱒建前	2:40
9:35	西新宿	2:39
9:36	瑞穂野地区センター	2:37
9:38	瑞穂野団地バス停	2:36
9:45着	ことぶき会館	2:30発

(2) ふれあい荘

Aコース(JR宇都宮駅～清原～ふれあい荘)

◎月・金曜日運行

行き	停車場所	帰り
8:50発	JR宇都宮駅	2:45着
8:52	石井街道入口バス停	2:38
8:53	宿郷町バス停	2:37
8:57	宇大前バス停	2:33
9:05着	ふれあい荘	2:30発
9:15発	ふれあい荘	3:00発
9:21	平出町	3:06
9:23	東病院前	3:08
9:26	関東バス柳田車庫	3:11
9:32	フジドライ板戸店前	3:17
9:34	アートセラミック前	3:19
9:37	福田屋前	3:22
9:38	塚田呉服店前	3:23
9:39	今泉	3:24
9:42	三祖神社前	3:27
9:44	道場宿局前	3:29
9:45	農協清原支所前	3:30
9:47	下竹下	3:32
9:50	鑑山	3:35
9:52	富士見旅館前	3:37
9:54	石井局前	3:39
9:56	金田橋	3:41
9:58	平石小前	3:43
10:01	下平出町	3:46
10:10着	ふれあい荘	

Bコース(JR宇都宮駅～御幸ヶ原～ふれあい荘)

◎火・木曜日運行

行き	停車場所	帰り
	ふれあい荘	2:30発
8:57 発	石井街道入口バス停	2:42
9:00	JR宇都宮駅	2:45
9:06	陽北中入口バス停	2:51
9:08	竹林バス停	2:53
9:11	地蔵前バス停	2:56
9:13	堀切バス停	2:58
9:16	御幸ヶ原公民館	3:01
9:19	御幸ヶ原小前	3:04
9:24	御幸町	3:09
9:25	南御幸町	3:10
9:29	泉が丘町	3:14
9:34	バイパス十文字バス停	3:19
9:40着	ふれあい荘	

Cコース(JR宇都宮駅～清原～ふれあい荘)

◎水・土曜日運行

行き	停車場所	帰り	停車場所
8:40発	JR宇都宮駅		
8:42	石井街道入口バス停		
8:43	宿郷町バス停		
8:47	宇大前バス停		
8:55着	ふれあい荘		
9:00発	ふれあい荘	2:30発	ふれあい荘
9:06	平出町	2:36	平出町
9:08	東病院前	2:38	東病院前
9:11	関東バス柳田車庫	2:41	関東バス柳田車庫
9:17	清原台	2:51	清原地区市民センター
		2:55	
9:19	足銀清原出張所前	3:01	青葉台公園前
9:20	栃銀清原出張所前	3:04	光ヶ丘入口
9:21	清原台郵便局前	3:07	清原台郵便局前
9:24	光ヶ丘入口	3:08	栃銀清原出張所前
9:27	青葉台公園前	3:09	足銀清原出張所前
9:33			
9:38	清原地区市民センター	3:11	清原台
9:47	道場宿局前	3:14	道場宿局前
9:48	農協清原支所前	3:15	農協清原支所前
9:50	下竹下	3:17	下竹下
9:53	鑑山	3:20	鑑山
9:55	富士見旅館前	3:22	富士見旅館前
9:57	石井局前	3:24	石井局前
9:59	金田橋	3:26	金田橋
10:01	平石小前	3:28	平石小前
10:04	下平出町	3:31	下平出町
10:10着	ふれあい荘	3:37	ふれあい荘
		3:40	ふれあい荘
		3:43	宇大前バス停
		3:47	宿郷町バス停
		3:48	石井街道入口バス停
		3:55	JR宇都宮駅

(3) やすらぎ荘

Aコース(JR宇都宮駅～やすらぎ荘～篠井方面)

◎月曜日運行

行き	停車場所	帰り
9:00発	JR宇都宮駅	3:30着
9:02	宮島町十文字バス停	3:28
9:07	伝馬町バス停	3:23
9:10	桜通り十文字バス停	3:20
9:12	仁良塚街道入口バス停	3:17
9:15	県体育館前バス停	3:15
9:16	栃木医療センター前バス停	3:14
9:18	上戸祭町	3:12
9:20	細谷新道口バス停	3:10
9:21	上戸祭4丁目バス停	3:09
9:25	弁天橋バス停	3:05
9:30着	やすらぎ荘	3:00発
回送		回送
9:57発	上篠井	2:25着
9:58	中篠井	2:23
10:01	高橋金物店前	2:18
10:02	学童入口	2:15
10:03	石那田バス停	2:14
10:06	六本杉バス停	2:12
10:07	徳次郎町バス停	2:10
10:12	山王団地	2:05
10:20着	やすらぎ荘	2:00発

Eコース(JR宇都宮駅～やすらぎ荘)

◎土・日曜日運行

行き	停車場所	帰り
9:20発	JR宇都宮駅	3:00着
9:22	宮島町十文字バス停	2:58
9:27	伝馬町バス停	2:53
9:30	桜通り十文字バス停	2:50
9:32	仁良塚街道入口バス停	2:47
9:35	県体育館前バス停	2:45
9:36	栃木医療センターバス停	2:44
9:38	上戸祭町	2:42
9:40	細谷新道口バス停	2:40
9:41	上戸祭4丁目バス停	2:39
9:45	弁天橋バス停	2:35
9:50着	やすらぎ荘	2:30発

B コース(JR宇都宮駅～やすらぎ荘)

◎火曜日運行

行き	停車場所	帰り
9:00発	JR宇都宮駅	3:20着
9:02	宮島町十文字バス停	3:18
9:07	伝馬町バス停	3:13
9:10	桜通り十文字バス停	3:10
9:12	仁良塚街道入口バス停	3:07
9:15	県体育館前バス停	3:05
9:16	栃木医療センターバス停	3:04
9:18	上戸祭町	3:02
9:29	宝木団地バス停	2:51
9:37	細谷新道口バス停	2:40
9:38	上戸祭4丁目バス停	2:39
9:42	弁天橋バス停	2:35
9:50着	やすらぎ荘	2:30発

D コース(豊郷～JR宇都宮駅～やすらぎ荘)

◎金曜日運行

行き	停車場所	帰り
8:50発	豊郷北小	3:30着
8:52	ニュー富士見ヶ丘団地入口	3:28
8:55	関沢	3:25
8:58	豊郷中央小前バス停	3:22
9:00	食堂よし尾前	3:20
9:05	山本入口バス停	3:15
9:20	JR宇都宮駅	3:00
9:22	宮島町十文字バス停	2:58
9:27	伝馬町バス停	2:53
9:30	桜通り十文字バス停	2:50
9:32	仁良塚街道入口バス停	2:48
9:35	県体育館前バス停	2:45
9:36	栃木医療センターバス停	2:44
9:38	上戸祭町	2:42
9:40	細谷新道口バス停	2:40
9:41	上戸祭4丁目バス停	2:39
9:45	弁天橋バス停	2:35
9:50着	やすらぎ荘	2:30発

C コース(JR宇都宮駅～やすらぎ荘～ろ

まんちつく村方面)

◎木曜日運行

行き	停車場所	帰り
9:00発	JR宇都宮駅	3:30着
9:02	宮島町十文字バス停	3:28
9:07	伝馬町バス停	3:23
9:10	桜通り十文字バス停	3:20
9:12	仁良塚街道入口バス停	3:17
9:15	県体育館前バス停	3:15
9:16	栃木医療センターバス停	3:14
9:18	上戸祭町	3:12
9:20	細谷新道口バス停	3:10
9:21	上戸祭4丁目バス停	3:09
9:25	弁天橋バス停	3:05
9:30着	やすらぎ荘	3:00発
回送		回送
9:53発	宝木団地バス停	2:40
10:00	ヤマダ電機	2:33
10:02	中丸公園前バス停	2:30
10:04	山崎街道入口バス停	2:28
10:09	大谷観音バス停	2:22
10:11	田下町(灯籠先)	2:20
10:13	岩原入口	2:18
10:15	国本西小	2:16
10:17	ろまんちつく村	2:15
10:22	山王団地	2:10
10:30着	やすらぎ荘	2:00発

(4) すこやか荘

Aコース(JR宇都宮駅～陽南～緑が丘～すこやか荘方面)

◎月・水・木・土曜日運行

行き	停車場所	帰り
9:00発	JR宇都宮駅	3:45着
9:02	宮島町十文字バス停	3:43
9:05	東武西口バス停	3:40
9:07	もみじ通りバス停	3:38
9:09	花房町バス停	3:36
9:12	不動前バス停	3:33
9:15	川田入口バス停	3:30
9:16	自動車学校入口バス停	3:29
9:19	陽南小学校前バス停	3:26
9:21	江曾島駅前バス停	3:24
9:24	双葉町バス停	3:21
9:25	緑2丁目バス停	3:20
9:29	緑4丁目	3:16
9:29	競馬場北口バス停	3:14
9:34	八千代町バス停	3:11
9:36	宇高校前バス停	3:09
9:39	滝谷町交差点	3:06
9:41	鶴田町上の前	3:04
9:45着	すこやか荘	3:00発
回送		回送
10:10発	総合運動公園	2:40着
10:12	日本ランコ前	2:38
10:14	カンセキ研修センター入口	2:36
10:25着	すこやか荘	2:30発

Bコース(大谷町～福岡町～砥上町方面)

◎火・金曜日運行

行き	停車場所	帰り
8:50発	JR 宇都宮駅	4:10着
8:52	宮島町十文字バス停	4:08
8:57	伝馬町バス停	4:03
9:02	桜通り十文字バス停	3:58
9:05	作新学院前バス停	3:55
9:06	コンセーレ前	3:54
9:09	中丸公園前バス停	3:51
9:11	山崎街道入口バス停	3:49
9:16	大谷観音前バス停	3:44
9:20	田下町(駐在所前)	3:40
9:30	城山西小前	3:30
9:32	向の内坪	3:28
9:33	上足軽	3:27
9:35	下足軽	3:25
9:37	赤川橋	3:23
9:39	田野町バス停	3:21
9:41	新里街道入口バス停	3:19
9:43	鎧川	3:17
9:45	明保歩道橋	3:15
9:48	砥上町	3:12
9:54	上欠団地中央	3:06
9:56	上欠団地4号公園前	3:04
10:00着	すこやか荘	3:00発

自家用電気工作物検査業務標準仕様書

1 自家用電気工作物の概要

(1) ことぶき会館

ア 設備容量	270kVA
イ 最大電力	105kW
ウ 受電電圧	6,600V

(2) ふれあい荘

ア 設備容量	130kVA
イ 最大電力	78kW
ウ 受電電圧	6,600V

(3) やすらぎ荘

ア 設備容量	150kVA
イ 最大電力	105kW
ウ 受電電圧	6,600V

(4) すこやか荘

ア 設備容量	200kVA
イ 最大電力	93kW
ウ 受電電圧	6,600V

(5) 上河内老人福祉センター

ア 設備容量	80kVA
イ 最大電力	61kW
ウ 受電電圧	6,600V

2 通常点検回数

2か月に1回

別紙 8

ことぶき会館ボイラーばい煙測定業務仕様書

1 業務の目的

大気汚染防止法及び栃木県公害防止条例に基づき、ばい煙の自主管理体制を確立するとともに、その排出状況を把握することによって、必要な措置及び大気汚染の未然防止を図ることを目的とする。

2 測定施設等

- (1) ボイラー形式 真空式温水機バコティンヒーターKCL630BL
- (2) 台 数 1基

3 測定の周期と回数

年2回定期的に測定

4 測定対象項目

- (1) ばいじん
- (2) 窒素酸化物

5 測定方法

ばい煙量の測定方法は、法及び条例の施行規則に規定する方法によるものとする。

6 測定結果の報告

1回毎の測定結果については、市に報告すること。